

## 資料編

### ○計画の作成経過

日程		実施項目	主な内容
令和4年度	2/14	桐生市地域自立支援協議会 第11回定例会	計画作成の流れ及びアンケート調査実施について説明
	3月	桐生市地域自立支援協議会 第1回全体会	計画作成の流れ及びアンケート調査実施について説明
令和5年度	5/31 ~6/23	「障害者計画作成のためのアンケート調査」の実施	
	5月 ~9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度福祉サービス利用状況集計</li> <li>・アンケート調査結果の分析</li> <li>・次期障害福祉計画及び障害児福祉計画におけるサービス必要量見込み</li> </ul>	
	10/10	桐生市地域自立支援協議会 第1回定例会	桐生市障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について
	11月	桐生市地域自立支援協議会 第1回全体会(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桐生市障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について</li> <li>・計画案に対する意見提出手続の実施について</li> </ul>
	11/28 ~12/27	桐生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)に対する意見募集の実施	
	3/12	桐生市地域自立支援協議会 第12回定例会	計画案に対する意見募集の結果について
	3/21	桐生市地域自立支援協議会 第2回全体会	計画案に対する意見募集の結果について
	3月	桐生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定	

## ○桐生市地域自立支援協議会設置要綱

(平成18年9月26日施行)

改正平成24年4月1日 平成25年4月1日

平成25年5月16日平成30年4月1日

平成31年4月1日

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、障害者又は障害児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる桐生市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立かつ公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害福祉に係る計画の作成に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (6) その他障害福祉に関する計画との調整を図ること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関又は団体から推薦等された者を市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害者関係団体
- (5) 障害者施設関係
- (6) 教育・就労関係
- (7) 行政機関
- (8) その他市長が特に認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1号から第7号までに規定する区分により委嘱され、又は任命された委員は、任期の満了前において当該各号に定める職でなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、市長が委嘱した委員で構成し、会長が招集する。

2 定例会等は、市長が委嘱した関係機関等の実務担当者で構成し、必要に応じ、事務局が随時開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前条の規定にかかわらず、専門部会の庶務は、関係する事業を所管する部署において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月16日)

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○桐生市地域自立支援協議会委員名簿

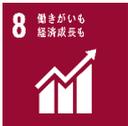
区 分	団体・職名等	氏 名
医療関係者	桐生市医師会副会長	高橋 厚
障害者関係団体	ダウン症児者親の会会長	松島 典子
	桐生市聴覚障害者福祉協会会長	福田 敬司
	桐生中途失聴・難聴者の会会長	荒川 とみ子
	わたらせ虹の会会長	柿沼 文子
教育関係	群馬県立あさひ特別支援学校長	今井 貴子
	群馬県立渡良瀬特別支援学校長	小林 一彦
	群馬県立桐生特別支援学校長	近藤 照久
就労関係	桐生公共職業安定所長	久保田 政夫
行政機関	桐生保健福祉事務所長	石田 祐子
障害者施設関係	社会福祉法人桐生市社会福祉協議会 事務局長	大竹 広信
	社会福祉法人三和会 地域生活支援センター施設長	藤澤 恵実子
	社会福祉法人広済会 常務理事	米原 祐文
	社会福祉法人桐生療育双葉会 桐花園園長	武井 績
相談支援事業者	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム菱風園園長	大澤 秀之
サービス事業者	社会福祉法人赤城の家 施設長	遠藤 佳太郎
障害児施設	社会福祉法人桐の実会 わたらせ養護園 施設長	太田 徹
	社会福祉法人桐生療育双葉会 両毛整肢療護園園長	桑島 信

## ○成果目標におけるSDGsの視点

[SDGsとは]

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

成果目標	SDGs
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10 人や国の不平等をなくそう      11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に
	  
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3 すべての人に健康と福祉を      10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを      16 平和と公平をすべての人に
	   
3 地域生活支援の充実	3 すべての人に健康と福祉を      10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを      16 平和と公平をすべての人に
	   
4 福祉施設から一般就労への移行等	8 働きがいも経済成長も      10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に
	  

<p>5 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公平をすべての人に</p>
	   	
<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に</p>
	   	
<p>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に</p>
	   	

## ○桐生市障害者計画のためのアンケート調査集計結果(抜粋)

### 1. 目的

桐生市が策定する「桐生市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」の基礎資料とするため実施する。

### 2. 対象

桐生市内に居住する身体障害、療育手帳、精神福祉の手帳所持者及び精神通院医療受給者のうち無作為に抽出した2,000人。

### 3. 方法

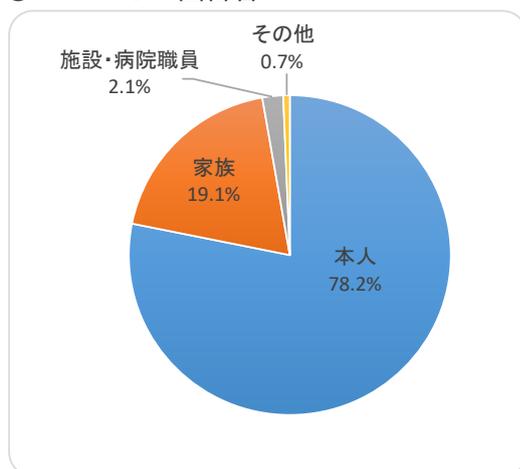
調査票を郵送で配付し、令和5年5月31日(水)～令和5年6月23日(金)の間に郵送により回答を回収。

- ・送付数 2,000件
- ・回答数 966件
- ・回収率 48.3%

## 4. 集計結果

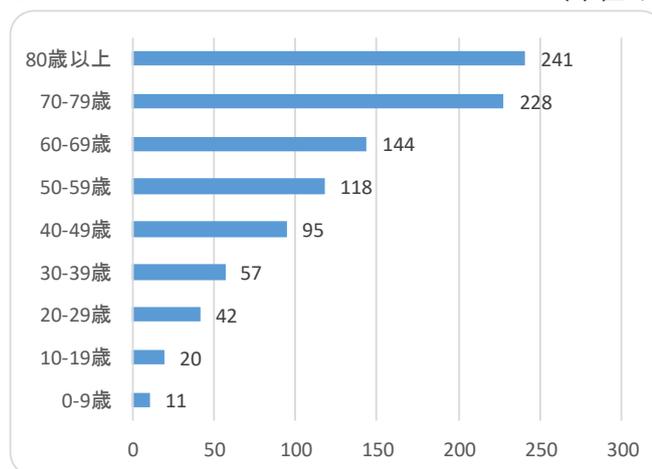
### (1)回答者の属性

#### ①アンケートの回答者

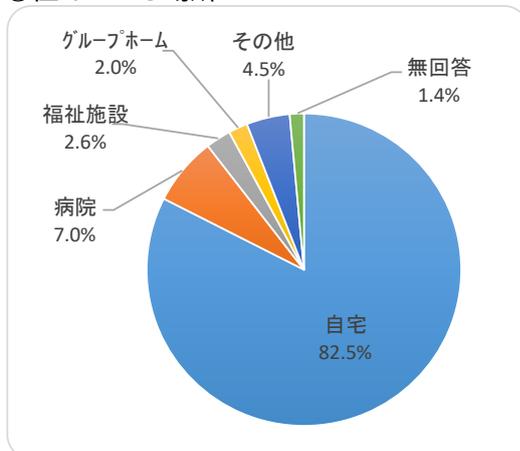


#### ②年齢構成

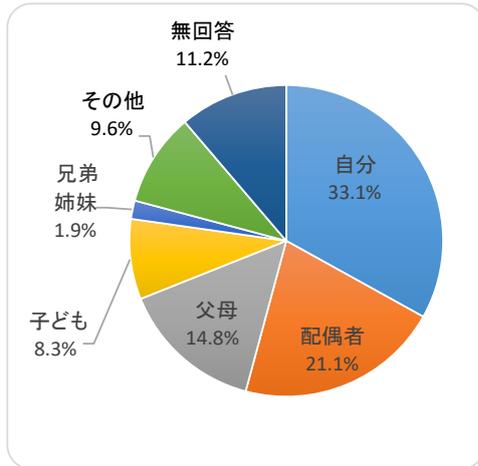
(単位:人)



#### ③住んでいる場所

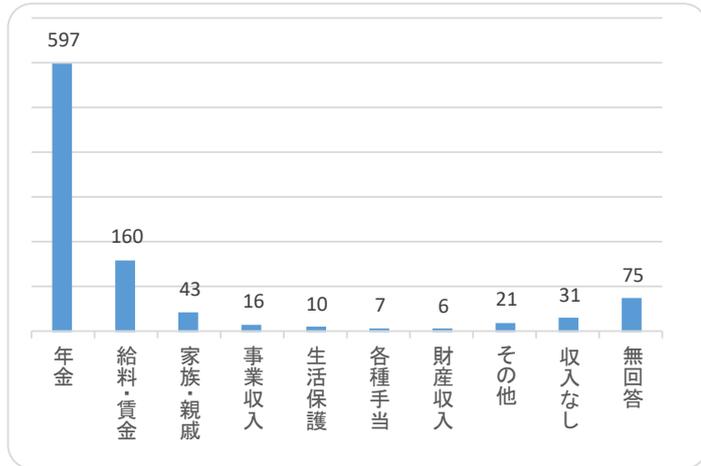


④収入を得ている人



収入の種類

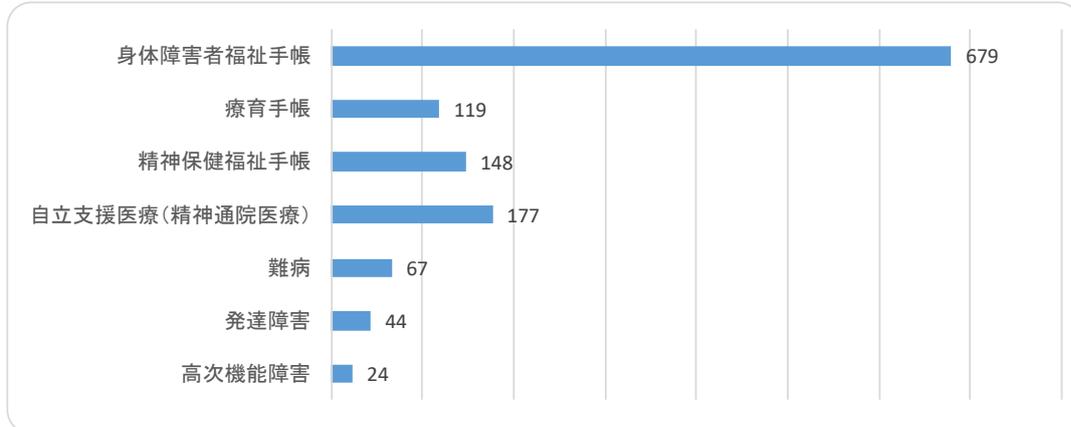
(単位:人)



⑤障害種別

※回答数に対する障害種別(複数回答有)

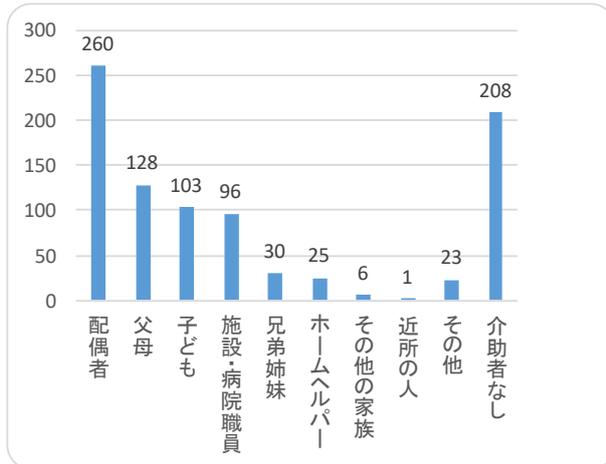
(単位:人)



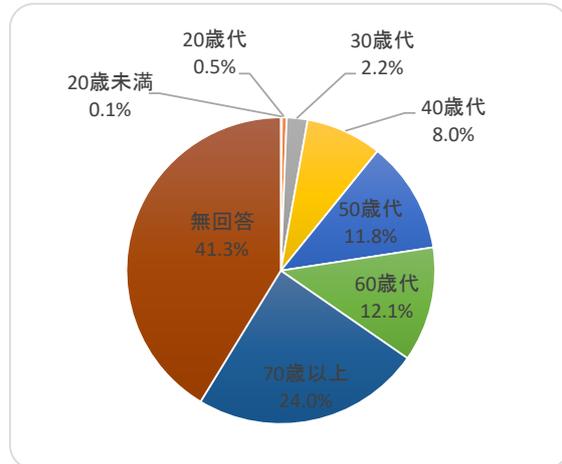
(2)現在の暮らしと将来について

①介助者について

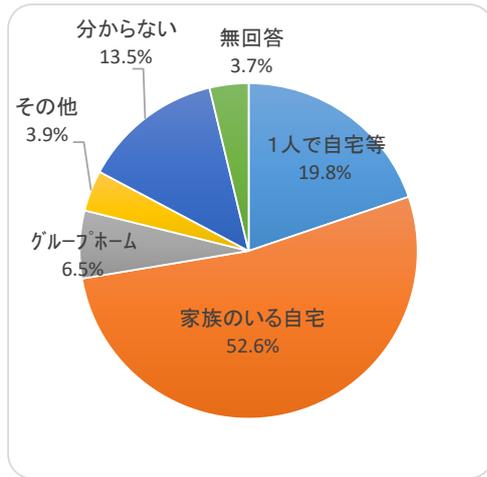
(単位:人)



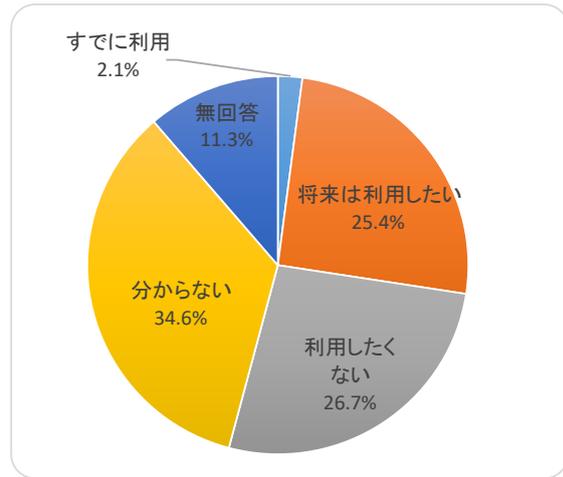
介助者の年齢



②将来どこに住みたいか

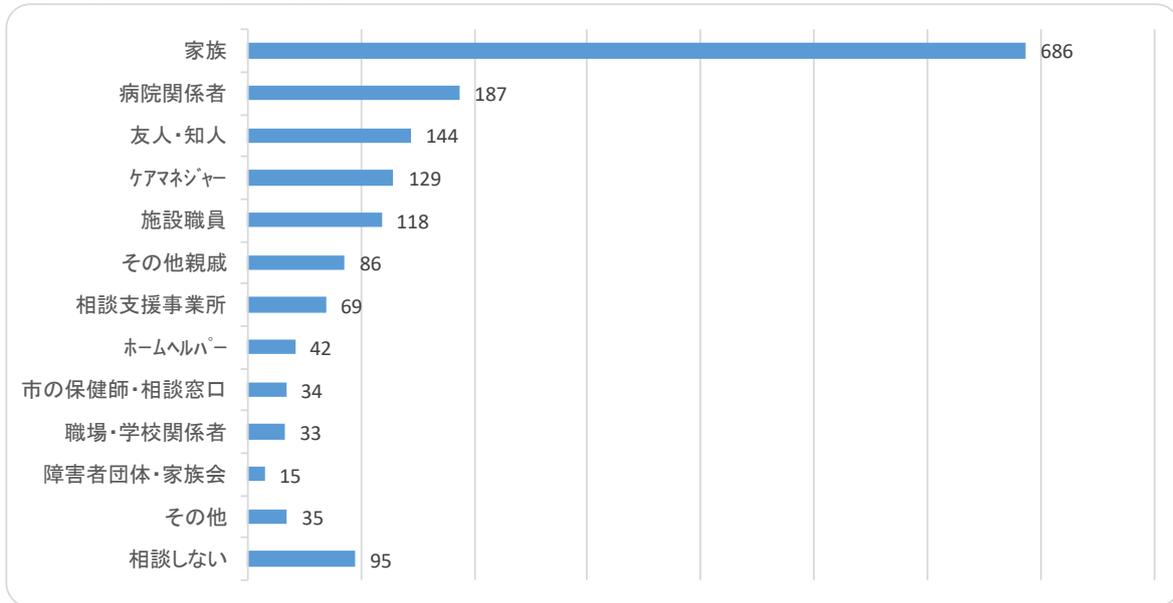


③成年後見制度の利用



④誰に相談するか(複数回答)

(単位:人)

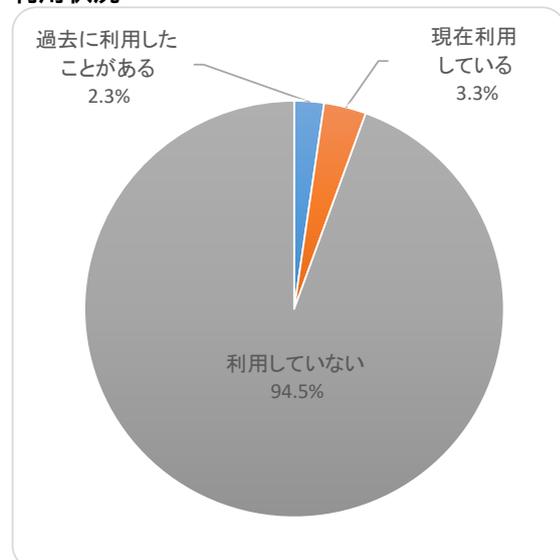


### (3)サービスについて

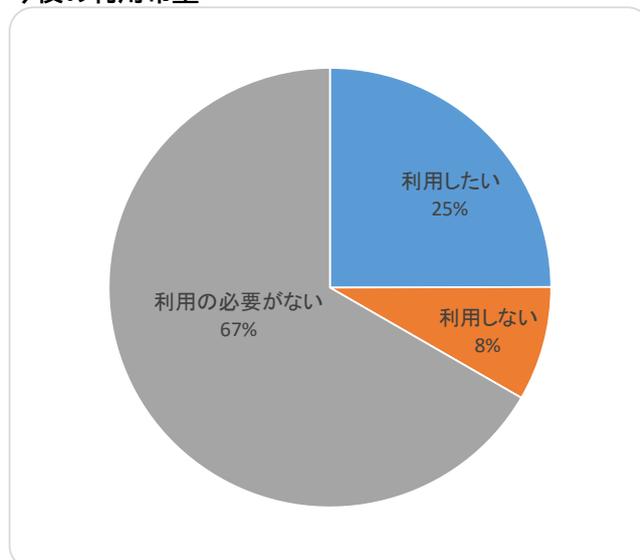
#### ①障害福祉サービス

	利用状況			今後の利用希望		
	過去に利用 したことが ある	現在利用 している	利用してい ない	利用したい	利用しない	利用の必要 がない
居宅介護(ホームヘルプ)	31	72	604	131	29	169
重度訪問介護	1	7	660	49	19	193
同行援護	9	12	651	59	20	190
行動援護	11	7	652	60	18	187
重度障害者等包括支援	2	6	650	40	18	191
移動支援事業	22	27	631	94	18	172
短期入所(ショートステイ)	51	17	620	82	28	183
日中一時支援事業	22	18	638	73	22	178
日中一時支援事業(登録介護者)	3	11	655	55	25	172
日中一時支援事業(サービスステーション)	3	20	650	66	23	173
生活介護	20	43	622	78	24	181
療養介護	8	18	650	59	23	183
自立訓練	19	37	623	80	23	166
地域活動支援センター	24	15	637	66	28	172
就労移行支援	28	11	632	53	23	182
就労継続支援A型・B型	22	41	616	78	17	181
就労定着支援	8	8	649	48	19	180
自立生活援助	6	11	661	42	21	187
施設入所支援	14	36	638	75	23	172
共同生活援助(グループホーム)	6	24	648	57	32	179
合 計	310	441	12,787	1,345	453	3,591

利用状況



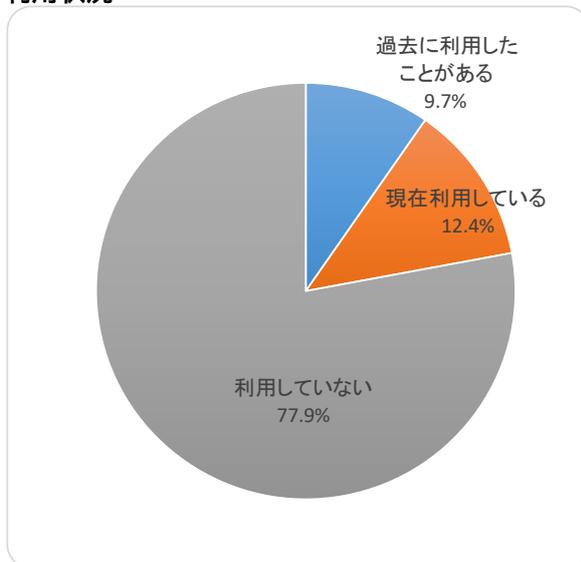
今後の利用希望



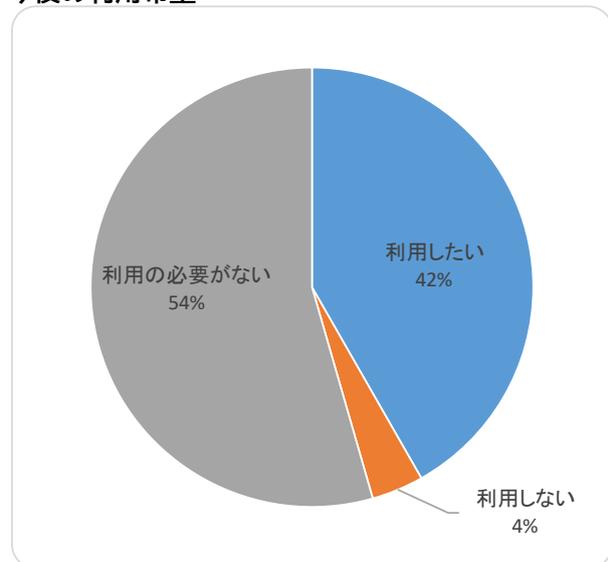
②障害児サービス(20歳未満の回答のみ反映)

	利用状況			今後の利用希望		
	過去に利用したことがある	現在利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用の必要がない
児童発達支援	7	4	18	5	1	11
居宅訪問型児童発達支援	0	0	29	0	0	13
放課後等デイサービス	5	13	11	19	1	3
保育所等訪問支援事業	2	0	27	4	0	9
福祉型・医療型障害児入所支援	0	1	28	5	1	7
合計	14	18	113	33	3	43

利用状況

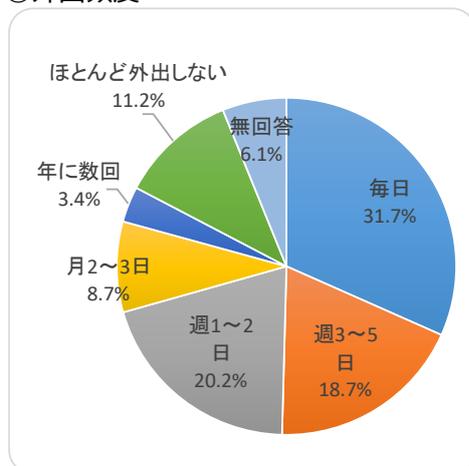


今後の利用希望



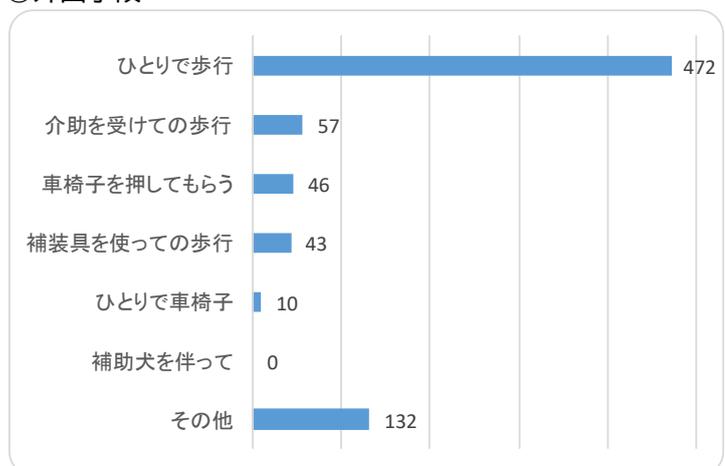
(4)外出について

①外出頻度



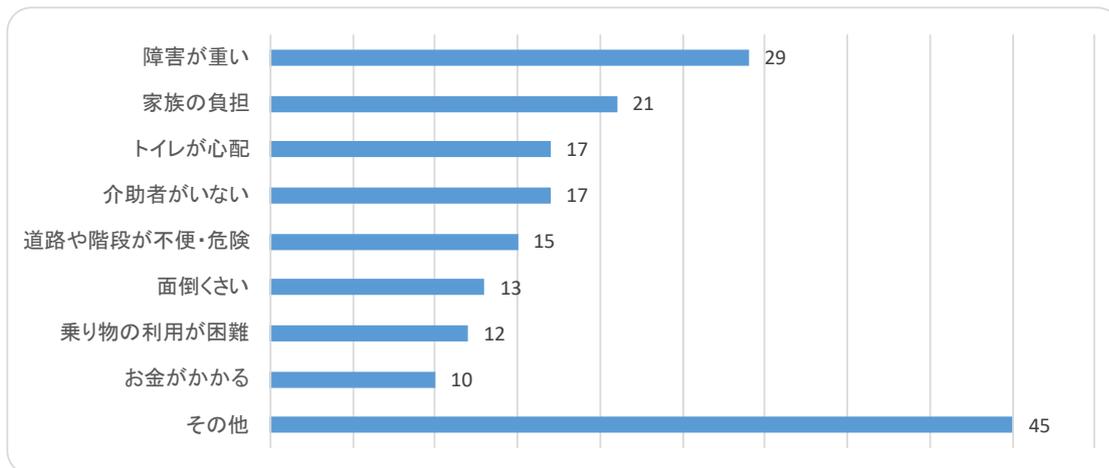
②外出手段

(単位:人)



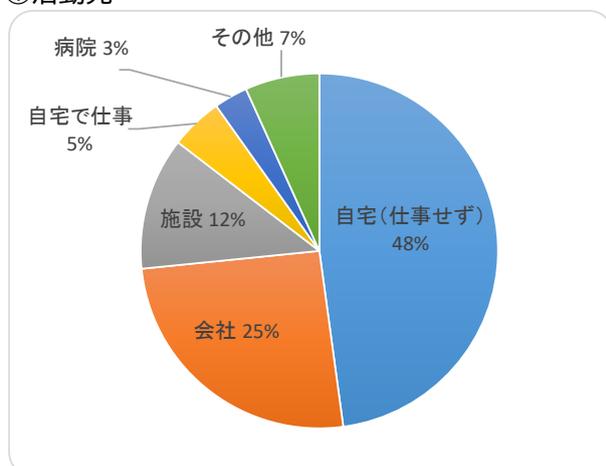
③なぜ外出できないか(複数回答)

(単位:人)



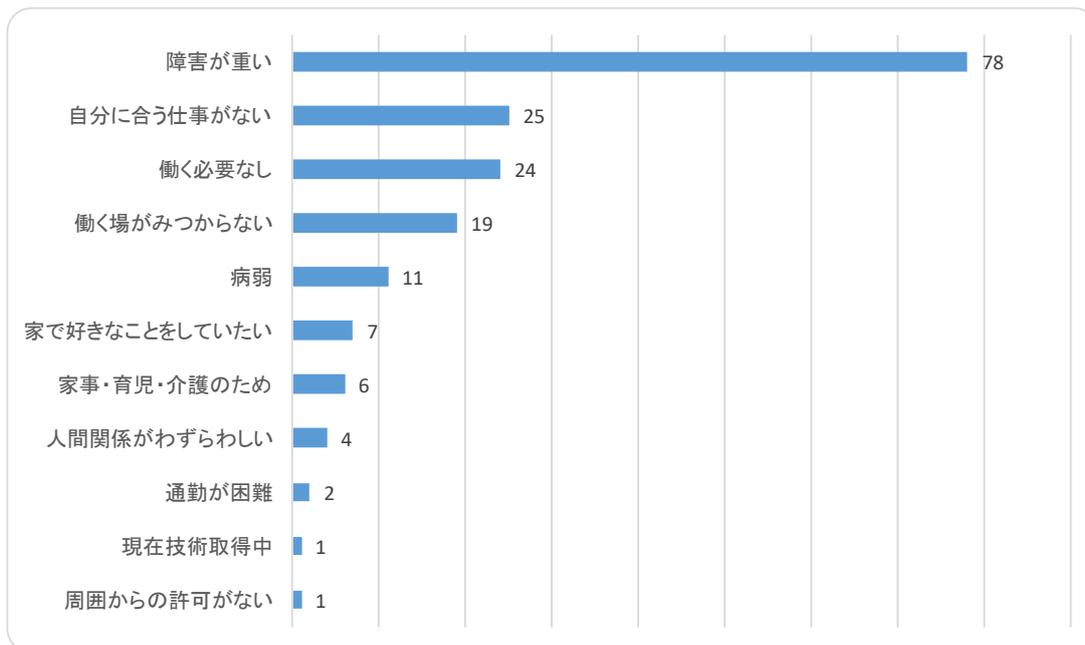
(5)日中活動の場と就労(仕事)について

①活動先



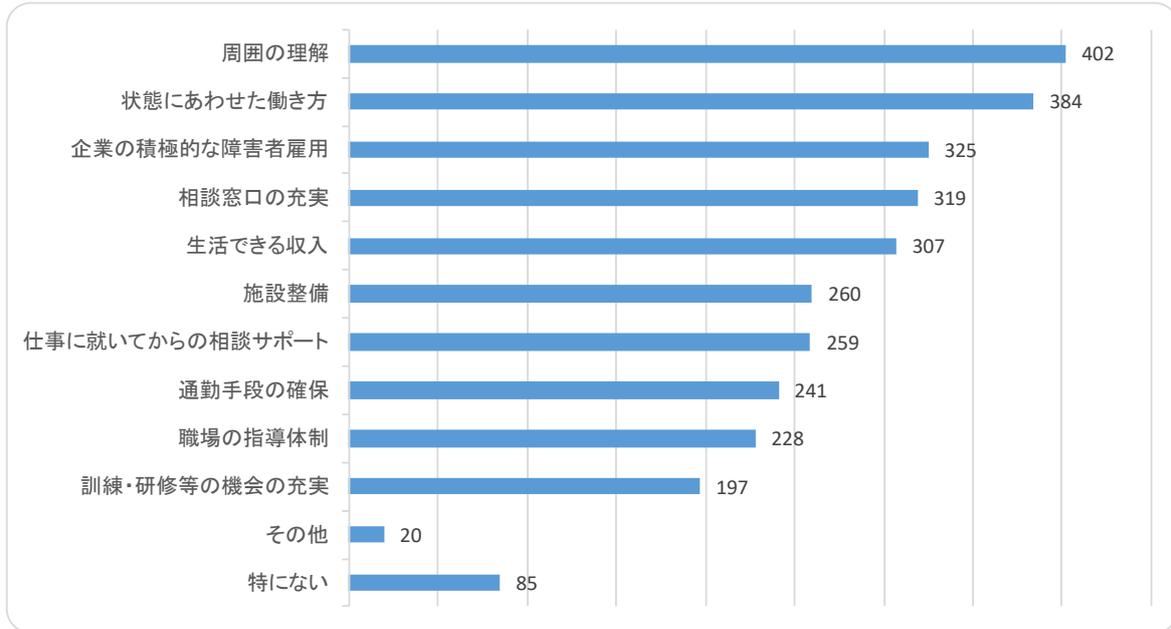
②働いていない理由

(単位:人)



③仕事をするために必要なこと(複数回答)

(単位:人)



(6)新型コロナウイルス感染症の流行に関連して起きたこと・困ったこと(複数回答)

(単位:人)

